## 議事要旨(3) 企業結合専門委員会における検討状況について

冒頭、都常勤委員(専門委員長)より、企業結合専門委員会では、仮にのれんを非償却とした場合を前提として、個別の論点をひととおりの議論を終え、今後、当委員会において、のれんを非償却とするか否かの最終的な判断を含めて議論をしていくこと、また、本日はディスカッションポイントである非支配株主持分及びのれんの取扱いに関する文案を中心に審議する旨の説明がなされた。また、前田専門研究員より、説明資料[審議事項(3)-1~12]に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

## (非支配株主持分の算定方法について)

■ ある委員より、現時点で提案している非支配株主持分の算定方法と国際的な会計基準における取扱いとの相違及びその理由について質問があった。これに対し事務局からは、国際的な会計基準では、全部のれん方式と購入のれん方式のいずれの方式をとるかは企業結合案件ごとに選択可能であるのに対し、現時点の提案では会計方針の選択とし、原則として、継続して適用することが想定されていること、この取扱いは案件ごとの恣意的な判断を排除するためである旨のコメントがあった。

## (企業結合に関する会計基準の文案検討について)

■ ある委員より、取得に要した支出額を費用処理することとした理由について、結論の背景において国際的な会計基準の考え方も明示したほうが良いという意見があった。また、支配の喪失に関する文案にみられる「これまでの考え方」について、内容を明確にしたほうが良いという意見があった。これに対して事務局からは、検討のうえ、修文する旨のコメントがあった。

以上